

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第3章 給与の特例等 (給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないとき(労働時間等規程第9条に定める代休日(第33条第3号に該当する場合を除く。))を含む。)は、同規程第6条に規定する休日(同規程第7条の規定により振替となった日を含む。以下同じ。)である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減じて支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当 (超過勤務手当)</p> <p>第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間(第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。)に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休日における勤務(次号に掲げる場合を除く。) 100分の135</p> <p><u>(3) 休日における勤務(休日勤務をした日の同一月内に労働時間等規程第9条に規定する代休日の指定をした場合) 100分の35</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第3章 給与の特例等 (給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないとき(労働時間等規程第9条に定める代休日を含む。)は、同規程第6条に規定する休日(同規程第7条の規定により振替となった日を含む。以下同じ。)である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減じて支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当 (超過勤務手当)</p> <p>第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間(第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。)に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休日における勤務 100分の135 (削る)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>	

附 則 (規程第11号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。